

令和8年度コンテンツ企業誘致戦略策定業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度コンテンツ企業誘致戦略策定業務委託

2 業務目的

コンテンツ産業は、国の日本成長戦略本部において掲げられた17の戦略分野に位置づけられており、海外市場規模が半導体産業の輸出額を上回るなど新たな基幹産業として期待されている。

本県においても、全国トップクラスの模型産業、本県を舞台にしたアニメなど、多くの魅力的なコンテンツ資源を有しており、さらに、関連の技術を学ぶ専門人材が豊富に存在するなどコンテンツ産業が発展していくための大きな素地を有している。この強みを活かしてコンテンツ企業を誘致することで、専門人材の県外流出の防止や、県内既存産業との協業による産業の高付加価値化につなげることができる。

コンテンツ企業を誘致するためには、コンテンツ産業に係る国の施策状況、市場動向、県内の現状等を正確に把握した上で、戦略的に施策を構築するとともに、本県の魅力を効果的に発信していくことが重要である。

本業務は、現状把握のための基礎調査を実施し、今後、本県が講ずべき施策の方向性や道筋を示した「静岡県コンテンツ企業誘致戦略（仮称）」（以下、「戦略」という）の策定と、首都圏のコンテンツ企業を本県に誘致するために開催する情報発信イベントの運営等を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

本業務におけるコンテンツとは、「ゲーム」「アニメ」「映画・映像」「デザイン」「模型」及びコンテンツの制作・開発に欠かせない技術であると同時に、幅広い産業分野においても活用可能な技術である「クロスリアリティ（XR）やコンピュータグラフィックス（CG）等のデジタル技術」を対象とする。

（1）国等の施策状況調査・分析

- ・国の成長戦略や推進計画（「日本成長戦略」、「知的財産推進計画」、「エンタメ・クリエイティブ産業戦略」等）などの関連施策を体系的に把握し、コンテンツ産業に与える影響や方向性を詳細に分析すること。
- ・コンテンツ企業の地方進出を促進するための国の支援策等の最新動向を幅広く調査し、今後の戦略策定に活用可能な情報を整理・提言すること。
- ・他県のコンテンツ産業の振興や企業誘致に関する先行事例について、本県の今後の施策構築の参考としてとりまとめること。

（2）コンテンツ産業の業界状況調査・分析

①市場動向調査・分析

- ・分野ごとに、市場規模や成長率、最新の技術トレンドを系統的かつ定量的に調査・分析すること。

②産業構造の分析

- ・分野ごとに、売上構成割合（事業内容別や顧客区分別）、収益構造の特徴を把握し、ビジネス形態等を整理すること。さらに、産業内における企業規模の分布やサプライチェーンの特徴等もあわせて整理すること。

③業界団体等調べ

- ・コンテンツ産業の核となる関係団体等について、それぞれの役割・連携状況や業界動向を分析した上で、本県の誘致戦略の策定に活用できるよう整理すること。

④コンテンツ企業への意識調査

- ・首都圏等のコンテンツ企業に対して、地方進出に関する意向調査を実施し、本県を含む地方に進出する要因等を把握し、効果的な誘致施策の策定に資する実態と課題の多角的分析を行うこと。
- ・調査内容及び質問項目は県と協議の上、作成すること。

（３）本県の状況調査・分析

①県内関連企業立地の状況

- ・県内に立地するコンテンツ関連企業の数や規模を網羅的に把握し、県内産業全体の中での位置づけやサプライチェーンにおける役割を詳細に分析すること。
- ・本県の関連企業数等が、全国的に優位性があるかなど相対比較を行うこと。

②県内専門人材調査

- ・県内の大学・専門学校を対象に、学生の就職に関する意識調査を実施し、コンテンツ企業への就職意向の実態や魅力度を把握するとともに、コンテンツ産業に限らず関連技術を活かした他産業への就職動向も含めて分析すること。調査内容及び質問項目は県と協議の上、作成すること。
- ・本県の専門人材の輩出状況等が、全国的に優位性があるかなど相対比較を行うこと。

③県内企業意識調査

- ・コンテンツ企業と既存産業の融合可能性を明らかにするために、コンテンツ制作に係る技術を活用した県内既存産業の生産性向上等に対する取組意識を調査し、誘致の重点的なターゲットとすべき分野や企業像の方向性を示すこと。
- ・調査内容及び質問項目は県と協議の上、作成すること。

（４）戦略策定に向けた課題整理・中間報告

- ・（１）～（３）の結果を踏まえ、本県における課題を整理する。本県の強み、弱みや特性等を分析し、施策検討につながるようにすること。
- ・戦略策定に向けて、基礎調査が完了した段階で「中間報告」をとりまとめること。

（５）戦略策定

- （１）～（４）にて実施した業務内容を戦略としてまとめる。策定する際は、全体版と概要版の２つを策定すること。

(6) 戦略策定委員会の開催・運営

(1)～(5)に付随する会議を開催し、コンテンツ企業の誘致に向けた方向性、現状の課題、具体的施策の検討を行う。議題やスケジュール、参加者等については県と協議の上で決定することとし、会議の運営に当たって必要となる以下の業務を実施する。

- ①会議開催にあたっての出席委員への日程調整や開催案内等の連絡業務
- ②会場や必要な備品の確保などの会議開催準備業務
- ③委員への委嘱手続き、謝金および旅費の支払い業務
- ④会議資料、会議議事録、報告書等の作成業務
- ⑤会議の運営業務（県と協議の上実施）
- ⑥上記以外で会議運営に当たって必要となる業務

※会議は全3回を想定しているが、今後、変更が生じる可能性があることに留意すること

※委員は最大7名を想定しており、謝金および旅費については業務委託内で支払いをすること

(7) 情報発信イベントの開催・運営

首都圏のコンテンツ企業を静岡県に誘致することを目的とした「静岡県CreatorsMeetUp」を開催する。開催にあたっては、参加者が関心のあるテーマ・登壇者等の選定、効果的な広報、効率的な運営を図り、首都圏のコンテンツ企業に向けて静岡県の魅力をPRすること。

<イベント概要>

日 時	令和8年12月・令和9年2月の2回を予定
会 場	都内（委託者と調整）
対 象 者	首都圏のアニメ、ゲーム、CG等のコンテンツ企業及び静岡県内の企業（製造業、模型等）
参加者数	30人程度/回
目 的	・首都圏のコンテンツ企業と県内企業との接点創出 ・専門人材を育成する環境が存在し、優れた人材の確保が可能であること等、本県の魅力の情報発信 ・コンテンツ企業同士の交流促進

①イベントの企画、運営

ア 国の施策動向や本県の強みを踏まえながら、静岡県への企業誘致に繋がる効果的なイベント企画を検討すること。

イ 開催内容の企画を行うとともに、講演等における登壇者については、委託者と協議の上選定し調整すること。

なお、登壇者へ支払う出演料や交通費については、委託料に含まれるものとする。

ウ 当日までに使用する資料（運営計画・運営マニュアル・当日台本等）は、委託者と事前に協議の上、受託者が作成すること。

- エ イベントが滞りなく運営されるよう十分なスタッフを確保・配置すること。なお、当日は委託者側からも人員を確保すること。
- オ WEB 上で参加者申し込み窓口を設け、受付業務を行うこと。
また、イベント当日までに参加者名簿（企業名、業種、部署、参加者氏名・役職、連絡先等含む）を作成し、委託者へ提供すること。
また、イベント終了後に実施するフォローアップ（企業訪問等のアポイント連絡等含む）について、同意を得ておくこと。
- カ イベント当日は、会場設営から受付・誘導、撤去等運営を滞りなく行うこと。
また、スタッフや登壇者等に対し、セミナー当日前までに運営マニュアルや当日台本等を必要に応じて周知しておくこと。
- キ イベント参加者に対しフォローアップ調査を実施・集計を行うこと。
なお、調査内容については、委託者と協議のうえ決定すること。

②イベントの集客、開催広報

- ア イベントは、各回30人程度の集客を目標として、開催目的に資する者が参加するよう集客活動を行うこと。
- イ 集客活動は、イベント対象者を効果的に集客できる広報活動等を企画の上、実施すること。
なお、実施した集客活動は、その内容や件数等について、定性・定量分析等効果分析を行い、委託者へ報告すること。
- ウ 開催広報については、静岡県の報道発表等と時期を合わせるよう、事前に委託者と調整を図ること。

③業務報告

受託者は、以下の成果物について、令和9年3月31日（水）までに提出するものとする。

- ア 事業報告書（イベント当日の写真含む。ワード及びPDF形式）
- イ 集客活動に伴う効果分析報告書
- ウ フォローアップ調査結果報告書

5 業務報告・納品

受託者は、以下の成果品を業務期間内に提出すること。また、セキュリティ等の観点から、非公開とするべき部分については、静岡県と協議の上、削除するなどの適切な処置を講ずること。

- (1) 中間報告書（概要資料及び全体資料）：各2部
- (2) 最終報告書（概要資料及び全体資料）：各2部
- (3) 上記成果品に係る電子データ一式

※中間報告書及び最終報告書については、PDF形式に加え、公開可能かつ二次利用可能なWORD、EXCEL等データを納品すること。

6 その他

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、委託者等との連絡体制を緊密に行うため、専属の担当者を置くこと。

- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的な打合せにより協議、調整を行うこと。
- (5) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (6) 製作物の著作権は委託者に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。
- (8) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公明性を確保して業務に当たること。

7 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業実施に必要と認められる場合については、委託者と協議した上で、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

なお、第三者に委託する予定がある場合は、企画提案の応募時にその内容を明らかにすること。

8 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た県及び企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年 10 月 25 日静岡県条例第 58 号）を遵守しなければならない。

9 問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

TEL : 054-221-2514

MAIL : kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp